

資料（ 経営会議 調整会議 ）

開催日：平成21年11月24日（火）

担当課：環境農政部 生活環境保全課

<p>件 名： 「(仮称)大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」骨子(案)について</p>	
<p>提出理由： ポイ捨て等の防止の推進に向け、標記条例を制定したいため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1 はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、年間を通じたクリーンキャンペーン活動により、清潔できれいな環境づくりの推進を図ってきた。 ・しかし、公共の場所等には、飲食用容器等のポイ捨てや犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)があり、良好な生活環境が損なわれ、社会問題化している。 ・この身近な環境問題は、近年の社会・経済情勢、生活形態、個人の価値観の変化など様々な要因が重なり、モラルやマナーの意識啓発を行うだけでは解決できない状況にある。 ・このような状況を受け、市民等、事業者、市の相互協力の下で、ポイ捨て等を防止する新たな条例を制定する。 <p>2 条例の骨子(案)の内容</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て等を規制することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保する。 <p>対象とする場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域とする。 <p>対象とする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び本市域内に滞在又は、通過する者とする。 	<p>ポイ捨て等の防止に関する役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等は、飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に捨てなければならない。また、犬を公共の場所等に連れ出す際に生じる犬のふんを他人に迷惑を及ぼさないよう適正に処理しなければならない。 ・事業者は、地域において清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨ての防止に向けた必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ・市は、市民等、事業者に対しポイ捨て等の防止に必要な意識啓発及び市民、事業者が自発的に取り組む対策を支援しなければならない。 <p>禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て等を禁止する。 <p>罰則の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て等の未然防止及び抑止効果を活かすため罰則規定を設ける。 ・また、罰則は、ごみの投棄防止に関する法令との規制の仕組みの整合性から市内全域を対象とし、ポイ捨て等を行った者に対して、市による指導、勧告、命令に従わない場合に、刑事罰(罰金2万円以下)を適用できるものとする。 <p>条例の施行時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月1日の施行を予定する。 条例の周知活動等の準備期間を考慮し、条例制定から3ヶ月後の施行とする。 ・罰則は、平成23年1月1日からの適用を予定する。
<p>経 過</p> <p>H21.4~5 ポイ捨て防止条例について、他都市の調査</p> <p>H21.6~7 「ポイ捨て」アンケートの実施</p> <p>H21.8 調整会議の結果、骨子案の見直し</p> <p>H21.9~10 罰則規定について、他都市の調査</p>	<p>今後の予定</p> <p>H21.12 条例骨子案の環境審議会への諮問</p> <p>~H22.1 条例骨子案の意見公募、意見交換会</p> <p>H22.2~5 横浜地方検察庁と協議</p> <p>H22.6 市議会第2回定例会に議案上程</p> <p>H22.7~9 条例内容の普及啓発活動</p> <p>H22.10.1 条例施行</p> <p>H23.1.1 罰則規定の施行</p>